

教育委員会臨時会日程

平成23年7月25日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

請願第7号

学習指導要領の目標に最もふさわしい公民教科書の採択を求める請願

(教育指導課)

日程第2

請願第8号

学習指導要領の目標に最もふさわしい歴史教科書の採択を求める請願

(教育指導課)

日程第3

請願第9号

和田重宏教育委員を教科書採択事務から除外することを求める請願

(教育指導課)

日程第4

請願第10号

中学校公民教科書採択に関する請願(3)

(教育指導課)

日程第5

請願第11号

望ましい歴史教科書の採択を求める請願

(教育指導課)

日程第6

請願第12号

中学校公民教科書採択に関する請願(4)

(教育指導課)

5 協議事項

(1) 平成24年度使用中学校教科用図書の採択に向けての協議について

(資料1 教育指導課)

6 閉 会

平成23年7月25日

請願第7号

学習指導要領の目標に最もふさわしい公民教科書の採択を求める請願



小田原市教育委員会

委員長 和田重宏様

平成23年6月16日

「足柄上の教育を考える会」

代表 高橋恆清

大井町上大井 363-4

「秦野市の教育を考える会」

代表 田村元男

秦野市曲松 2-5-4

学習指導要領の目標に最もふさわしい公民教科書の採択を求める請願

1. 請願内容

教育基本法改正の趣旨であり、学習指導要領の総則にも定められている「我が国と郷土を愛する態度の育成」に最もふさわしい公民教科書を採択していただきたい。

2. 請願理由

教育基本法第1条（教育の目的）は、「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定め、日本国民を育成することが、わが国の教育の目的であることを明らかにしています。

また、教育基本法の改正は「我が国と郷土を愛する態度の育成」を主な改善点の一つとして行われ、学習指導要領の総則にも明記されました。「我が国と郷土を愛する態度」を育成するためには、その前提として国家についての基礎知識が不可欠です。

国家の三要素は領域・国民・主権であると言われていますので、まずこれらを学ぶことが何よりも重要です。

領土問題について学習指導要領の解説書では、北方領土がわが国の「固有の領土」でありロシアが「不法占拠」していること、竹島についても北方領土と同様に理解を深めること（地理）、平和的手段による解決に努力していること（公民）などを記載するよう求めています。

従って、公民教科書でも北方領土と竹島については、歴史的経緯、我が国の「固有の領土」であること、ロシアや韓国が「不法占拠」していること、また、尖閣諸島についても歴史的経緯と我が国の「固有の領土」であることが明記されなければ正しい理解が得られません。

帝国書院は竹島も尖閣諸島も記述すらなく、全く論外です。

次に、領域を守る国防について学習指導要領は「わが国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせる」としており、解説書では、自衛隊が果たしている役割及び日米安保を通した我が国の安全、我が国が行っている国際貢献の記述を求めています。

これらについて過不足なく記述しているのは育鵬社と自由社であり、東京書籍や帝国書院などは、自衛隊の役割の記述が不十分で、逆に自衛隊が憲法違反であるとか、国際貢献など

の任務の拡大は望ましくないという意見に字数を費やしています。

清水書院も、わが国を防衛することを主たる任務とする、とのみ記していますし、また日米安保条約の果たしている役割についての記述もありません。東日本大震災での自衛隊の活躍は、内外から称賛されていますが、上記各社の教科書は、このような評価や世論とも乖離しています。

国家を象徴する国旗と国歌について学習指導要領は、国旗・国歌の「意義」とそれを「相互に尊重することが国際的礼儀」であることを理解させるとともに、国旗・国歌を「尊重する態度を育てる」ように指示しています。しかし、育鵬社と自由社以外の教科書は、本文で3～6行程度の素っ気ない記述になっており、特に帝国書院と教育出版は、国旗が「日の丸」であり国歌が「君が代」であることすら本文に記述せず、側注で扱っているに過ぎません。

一方、育鵬社と自由社はコラムで大きく取り上げており、学習指導要領の趣旨に沿っています。

また、北朝鮮による日本人拉致事件は、重大な人権侵害であると同時に国家主権の侵害でもあるという視点が不可欠です。育鵬社と自由社は拉致事件についてのコラムを設けて詳述していますが、その他の教科書では数行の記述で済ませており、東京書籍に至っては「日本との関係では拉致問題が残り、北朝鮮との関係はまだ好転していません」というような、偏見めいた記述しかありません。また、教育出版、清水書院、帝国書院は、本文で取り上げていませんし、清水書院は写真やコラムにも掲載していません。

政府は本年4月1日に「人権教育・啓発に関する基本計画」で「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加し「学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取り組みを推進する」ことを閣議決定しました。

中野寛政拉致担当大臣は、4月22日の衆議院拉致問題特別委員会で、育鵬社の公民教科書の拉致事件の記述に「敬意を表したい」と述べています。

以上の通り、何れについても育鵬社と自由社の記述は充実しており、「我が国と郷土を愛する態度の育成」に最もふさわしい教科書と思われます。

以上

平成23年7月25日

請願第8号

学習指導要領の目標に最もふさわしい歴史教科書の採択を求める請願



小田原市教育委員会

委員長 和田重宏様

平成23年6月16日

学習指導要領の目標に最もふさわしい歴史教科書の採択を求める請願

「足柄上の教育を考える会」

代表 高橋恆清

大井町上大井 363-4

「秦野市の教育を考える会」

代表 田村元男

秦野市曲松 2-5-4

1. 請願内容

「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ」「我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせ」「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」という学習指導要領の目標に最もふさわしい歴史教科書を採択していただきたい。

2. 請願理由

教科書のページ数には限りがありますので、我が国の歴史の大きな流れを十分に理解させるためには、その幹となる歴史的事象や人物等を厳選し編集する必要があります。

しかし、各出版社の歴史教科書の記述を見ると、必ずしもそのようになっていません。

すなわち、育鵬社と自由社を除く5社の歴史教科書は、アイヌ（蝦夷）や琉球（沖縄）の記述が異常なまでに多く、全体のバランスを失っており、「歴史の大きな流れ」という基本を学習するには不適切と言わざるを得ません。

特に東京書籍はその傾向が顕著で、中世・近世・近現代と各時代ごとに一節を設け、「深めよう」というタイトルの課題学習も、中世は琉球、近世はアイヌとなっていて、生徒が重点を置いて学習するのはアイヌや琉球の歴史となるような構成になっています。

他の4社も同様な傾向にありますが、学習指導要領では「近世の日本」の「内容の取扱い」の「鎖国化の対外関係」の箇所に「琉球の役割、北方と交易をしていたアイヌについて取り扱う」とあるのみで、学習指導要領の取り扱いの趣旨に照らしても、極めて不適切です。

文化面の記述においても同様な傾向があり、帝国書院は、アイヌの神話・イヨマンテ・ユカラなどを図版を用いて詳述していますが、一方、日本神話については古事記・日本書記の紹介として「伝承や説話・神話をもとに、天皇の地位や権力の正統性を明らかにする目的を持って書かれました」としか記述していません。

東京書籍に至っては、日本神話の独立した項目すらありません。「神話・伝承などの学

習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせる」とさだめる学習指導要領の趣旨にも反します。

当然ながら教科書が取り上げる歴史上の人物にも大きな偏向があります。東京書籍は、シャクシャイン、アテルイ、コシマイン、萱野 茂などを詳しく取り上げていますが、仁徳天皇、柿本人麻呂、新田義貞、中江藤樹、徳川光圀、新井白石、上杉鷹山、二宮尊徳、勝海舟、クラーク、高杉晋作、正岡子規など重要と思われる人物が取り上げられていません。このほか、重要と思われる人物を取り上げていない清水書院の場合は、柿本人麻呂、大伴家持、運慶、観阿弥、中江藤樹、上杉鷹山、二宮尊徳、クラーク、高杉晋作、新渡戸稲造、正岡子規、湯川秀樹などであり、また、教育出版の場合は、仁徳天皇、菅原道真、西行、新田義貞、上杉謙信、中江藤樹、二宮尊徳、渋沢栄一、豊田佐吉などを取り上げていません。

学習指導要領は「国家、社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物を尊重するよう求めています。また、例示した、取り上げられていない人物は、いずれも高校入試で出題されており、このような教科書で学ぶ生徒は不利になるものと危惧されます。

なお、清水書院の歴史教科書について、上記の人物問題以外についてみると、基本的には現行版があまり改まっていないようです。例えば、聖徳太子の業績を簡略に記し、隋と対等外交を指向のシンボル「日出づる処の天子・・・」の記載がなく、「古事記」「日本書記」に関しては僅か5行の記述で終わり、「神話と伝承」も簡単に記しています。

平和で、豊かな文化と生活に恵まれた江戸時代については「支配・被支配」の関係で描いています。また、教育勅語を「儀式のたびにこれを朗読させて、生徒たちの間に忠君愛国の精神を植え付けようとした」と書き、父母への孝行、兄弟仲良く、夫婦相和し、などの徳目、人格醸成を教示した趣旨を伝えていません。

ロシア革命とレーニンを賛美している一方、一党独裁・権力闘争の連続、悲惨な内戦、密告制、大勢の犠牲者の発生などを記載していません。

「南京占領に際しては・・・」と南京虐殺を肯定した記述になっていますが、研究が進み“虐殺などなかった”との見解もありますから、“さまざまな見解があり、なお論争が続いている”とした記述が妥当でしょう。

終戦間際「ソ連は中立条約を破棄して参戦」と簡単に記していますが、60万人もの日本兵士を連行し、極寒の地での強制労働、さらには北方4島の奪取などを記述していません。

以上のような観点から見ると、育鵬社及び自由社の歴史教科書の記述内容は、学習指導要領の定めにも忠実で、全体としてのバランスも良く、「我が国の歴史の大きな流れ」が理解しやすく、基礎・基本を学ぶべき義務教育における中学生に、最もふさわしい教科書であると思われます。

以上

平成23年7月25日

請願第9号

和田重宏教育委員を教科書採択事務から除外することを求める請願



平成23年6月20日
小田原市中村原303
小田原の教育を考える会
代表 加藤哲男

和田重宏教育委員を教科書採択事務から除外することを求める請願

請願の趣旨

小会は、先に開催された小田原市教育委員会4月定例会に「教育委員に政治的中立性を求める請願」を提出いたしました。その請願の主張するところは和田教育委員に政治的中立性を自覚して欲しいというものであります。

前任の教育総務課長に申し入れても改善されず、平成23年3月に小田原市議会予算特別委員会で指摘されていながら、教育委員会事務局とともども意に介する様子も見られないということで、敢えて注意喚起を目的とした請願でありました。

しかし、和田教育委員はこの請願の採否に関わらず、自主的にその政治姿勢を改めるべき自己の職責に気づくことも無く、現在に至るも教育委員として具備すべき政治的中立性を毀損し続けています。

さて、6月16日開催の小田原市議会において、「望ましい歴史教科書の採択を求める陳情」が賛成多数で採択されました。この陳情の趣旨は自由社と育鵬社の検定済教科書は、陳情者の政治的主張と相容れないので、陳情者の理想とする政治的主張に沿った歴史教科書を採択して欲しい。『十分に調査し、慎重に検討してください』としながら、自由社と育鵬社の歴史教科書を採択してはならないとのものです。陳情採択に賛成した議員諸兄姉の討論発言からは、明確に採択反対に踏み込んだ意見も開陳されております。

この陳情の採択を受けて教育委員会事務局は『市議会の陳情採択で教科書選びが左右されることはない』と報道機関に対して発言しています。

こうした教育行政に関わる陳情が小田原市議会に提出されることは、小会にとっては想定されたことで、それゆえに和田教育委員自身が政治的中立性を明確にしておくべきことでした。教育委員会事務局がいくら市議会からの政治的要求に左右されないと言っても、教育委員自身がこうした政治姿勢を保持していたのでは、誰もこの教育委員会事務局の発言を信じません。

和田教育委員は公立学校の教職員としての勤務経歴もありながら、在野の教育者となっているからとして、特別職の教育公務員としての現在の職責を軽んじておられるとしか思えません。

自己の内心の自由を尊重される和田教育委員は、今や外国人からの教育行政（内政）干渉事例となった教科書採択からは外れるべきです。

このままでは、1人の不心得な教育委員の政治的中立性の毀損が、他の4名の教育委員の名誉に関わる事態となりかねません。明確な政治意思を持った採択判断と他の中立的判断と混在する事態となるということです。

小会は過去の教科書採択にあたっても、『最も、学習指導要領に適合した教科書の採択』を求めてきました。文科省の教科書検定基準と学習指導要領に従って編集され検定合格した教科書を、内政干渉の政治的主張や議員の不見識で排除する理由はありません。

本来であれば、和田教育委員には自主的に教育委員を辞していただくべき状況ではありますが、教科書採択の事務をさらに混乱させかねませんので、教育委員会として、その政治的中立性を維持する姿勢を明確にするため、和田教育委員を教科書採択事務から除外してください。

請願項目

小田原市教育委員会として、和田重宏教育委員を平成24年度使用中学校教科用図書採択事務から除外すること。

平成23年7月25日

請願第10号

中学校公民教科書採択に関する請願(3)



平成 23 年 6 月 19 日

小田原市教育委員会 委員長 和田重宏 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤 甲雄
横浜市南区大岡 3-41-10

< 中学校公民教科書採択に関する請願 (その3) >

(請願の趣旨)

東京書籍の中学公民教科書は、憲法、教育基本法、学習指導要領、国際人権条約（社会権規約と自由権規約とがある）等の諸法規に反する記述が多いので、不採択として下さいますよう、ここに請願いたします。

(請願の理由)

以下法的根拠等について、項目毎に理由を申し述べます。

1、34 ページ 2、人権の歴史 人権思想の成立

(1) 「人権とは、生まれながらに持っている人間としての権利」とあります。

しかしながら、国際人権条約第 5 条 2 項には、法律や習慣も基本的人権の一部とされていますので、礼儀、作法、道徳、文化、伝統等習俗、習慣等の後天的なものも含まれます。従って、教科書の記述は条約と異なり、国際理解に合っていません。

(2) 「(人権は) 国王などの権力者の支配と戦い、自由を勝ち取ってきました」とあります。しかしながら、憲法 11 条に規定する「基本的人権」と憲法 12 条「自由と権利」を総称する人権は、西欧の人権・思想史とは直接関係無く、昭和 20 年に発効したばかりの国連憲章の精神を GHQ (国連占領軍当局) を通じて採り入れたものであります。

20 世紀において、西欧の植民地政策国家間に鋭い対立が生じて、それに植民地化を拒み独立を望む新興国であるわが日本も対立に加わって、2 度にわたる世界大戦が発生しました。このような事態を省みて、再び大戦争が起きない世界の枠組みとして、国連憲章が創られました。それは世界の正義、自由、平和の基本とする概念を国民の基本的人権と定め、これを国家が尊重し、且大中小の国家が同等に尊重することにしたのであります。昭和 32 年、わが国は国連に加盟し、国連憲章の遵守を約束しています。

従って、教科書の人権は、国連憲章の人権と異なり、独創的にして国際理解に合わない記述であり、国家の形成者として必要な資質を養うことになりません。

2、35 ページ 2、人権の歴史 「日本人の人権思想のめばえ」

現在の尺度で、明治憲法をさげすんでおり、学習指導要領の目標「自国を愛することを自覚させる」心を育むに反しています。独立国であるための必須条件とされている立憲（法治）政治が、西欧諸国以外で始めて制定されたものであるから、先人の偉業をたたえ、日本人の誇りを教えるべきであります。

3、37 ページ 「象徴」としての天皇

天皇が国民統合の象徴で現にある所以は、主権者たる国民が古より心の拠り所として天皇に親しみと敬意を抱いてきている証左であり、そのことが全く記されていま

せん。「お飾り」と言わんばかりの貶める記述しか成されていないのです。

この教科書は、173 ページの結語に「地球市民の立場に立って、国境をこえて連帯し協力するグローバルな市民社会が、今正に求められているのです」と、別世界を求める教科書であります。

このように、「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的資質を養う」という教育基本法の「教育目標」に適う教科書ではありません。

4、38 ページ 4、日本の平和主義 平和主義と憲法

憲法第9条は、国民の決意表明文でありまして、この条文があるからと言って平和主義とはいえません。他国との協調を軽視して、一国平和主義に偏った教科書は、国策を誤りかねませんので、採択すべきではありません。

わが国は、サンフランシスコ平和条約、日米安保条約、国際連合加入等によって、憲法9条の規定の欠陥を補い、他国と協調して安全保障を確保する政策の実施の結果が、今日の平和と繁栄を実現してきていることについて、生徒に自覚させるべきです。

5、38 ページ 4、日本の平和主義 自衛隊と日米安全保障条約

自衛隊は、憲法第73条（内閣の事務）の下に任用された列記とした国家公務員であります。その任務は、他の国家公務員と同じく憲法11条に定める国が国民に永久に保障した基本的人権尊重義務に対し奉仕する義務を負っています。国民に保障した永久の義務を公務員として果たすためには、無限の努力が要請されています。

武力や戦力を持つとか交戦するかどうかは、最高司令官である総理大臣の判断に委ねられています。主権者たる国民が、自衛隊員の奉仕が必要であるから任用しているのだから、国民のために奉仕活動を行っている自衛隊について、世界では通用しない一国平和主義の定規をあてはめて、自衛隊員の公務遂行の意欲を殺ぐ記述のある教科書は、憲法違反であり採択すべきではありません。

6、40 ページ 1、基本的人権と個人の尊重 人権を保障すること

「個人の尊重」という単数の人を尊重する言葉を多用し、「差別を無くす」などの人権保障を、「国家はこれを推し進めなければなりません」としています。

しかしながら、「個人の間の差別を無くす」ということは、国民個人の「自由と権利」に属するものでありますので、憲法12条により「国民の不断の努力によりこれを保持する」ことを、憲法が保障しています。つまり、憲法12条は、個人の自由と権利の保障を「国家が推し進めるべきものではない」と規定しており、教科書の記述は憲法12条に違反します。憲法14条の法の下の平等を推し進めるものです。国民は「自由と権利」が自由であることを謳歌し、それが自由主義の真髄であり、又、憲法前文「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保」することになるのです。

なお、憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される」は、先に規定されている憲法12条の「個人の権利は国民の不断の努力により保持する義務に対する保障」について、国家は優先させるとしているので注意を要します。

因みに、GHQの作成した憲法13条関係条文の原語を見ると次の通りです。

All Japanese by virtue of their humanity shall be respected as individuals.
即ち、individuals と複数でありますので、「個人」と単数で訳すのは誤りです。

「すべて国民は、家族とその共同体の人々として尊重される」と理解を改めるべきであります。

なお、国際人権条約には、「家族（父、母、児童からなる）とその共同体の固有の尊厳及び同等で固い絆＝愛」即ち「基本的人権の尊重」という規定がありますが、「個人の尊重」あるいは「個人の権利の尊重」という規定はありません。

7、41 ページ 1、基本的人権と個人の尊重 子どもの人権

「子ども（児童）の権利条約」とあるが、正しい表現「児童の権利条約」に正すべきです。児童の権利条約は、後進国がユネスコ等からの援助物資引き換えに署名を求められることによって、法律が整備されていないこれらの国々の法体系をつくり、児童を法の下に保護しようとするために創られたものであります。立憲政治百年に及ぶわが国の身丈に合わない条約であります。したがって、国際人権条約の下位条約

(Convention) は、普通は「自由と権利」についてのみ定められていますが、この児童の権利条約だけは、「自由と権利」と「基本的人権」の両方が書かれています。そこで教科書は、国が尊重することを約束している基本的人権である児童の「アイデンティティの保全」は何故か記述していません。その一方において、国が関与してはならない国民の自由と権利である児童の「意見を表明する権利」「休息し遊ぶ権利」等について国の関与を求めています。

これは、前者は条約遵守義務違反であり、後者は憲法 12 条違反に該当します。

8、43 ページ 2、平等権と共生社会 アイヌ民族への差別撤廃をめざして

日本人は、日本という国土の中にあつた数知れない異民族と共生することによって、日本民族を形成してきました。アイヌ民族もその一つでありまして、アイヌの人の文化・伝統を含む基本的人権は、日本民族の基本的人権の一部となって、国が永久に尊重し、保障する対象としてきています。本来アイヌ人は白人種であります。今やどの人たちも日本人と変わらないほど同化して共生して、日本国民となっています。教科書は、同化して共生し差別の無い状態にあるものに対して、判決を得ずに差別があると断定（憲法 12 条違反）して撤廃を求めることは、国民分断意識を植え付けるものであつて、国家の形成者を養うという教育基本法の教育目的違反に該当します。教科書は、40 ページで「個人の尊重」を強調し、一方ではアイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、部落人という「集団の尊重」を強調し、一貫性に欠けています。

9、43 ページ 2、平等権と共生社会 在日韓国・朝鮮人への差別撤廃

「この人たちの多くは、1910 年の日本の韓国併合による植民地統治の時代に、日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫です」とあります。

しかし、わが国は韓国を「併合」したのであつて、「植民地統治」や「強制連行」した事実もありません。殖民のために日本が朝鮮半島の人々の土地を奪った事例のないことは、ソウル大学経済学部李栄薫教授ら当の韓国人が指摘済みです。事実と異なる虚偽を公教育の教科書に掲載し、生徒に「自国侮辱の心」を育むような教科書は、学習指導要領にある国民主権を担う公民として必要な基礎的教養に該当せず、且、自国を愛する心を育む教育に反するものであります。

史実に拘わらず自国侮辱教育は、国民に永久に保障された、固有の尊厳に由来する

基本的人権の永久尊重に対する教育公務員の義務違反に該当します。

(平易な言葉に置き換えて説明します。史実であるからといって、あなたの先祖は泥棒でした、人殺しでしたという教育は、教育とは言えないのです。そのようなことを記述している教科書は教科書と言わないのです。歴史、伝説に則して、先祖や過去にこのような立派な人がいましたと教えるのが教育です。これは世界の常識です。神奈川県は、世界の常識をもって、憲法の下で教育行政を行うべきです。)

10、48 ページ 3、自由権 自由に生きる

次の記述は虚偽であり、且明白に憲法 12 条に違反します。

「自由は、公共の福祉のために制限されますが、その制限は本当に必要なときにしか認められません。」

これに対し憲法規定は「常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う」です。

11、48 ページ 3、自由権 精神の自由

「国家が特定の意見を、この意見は良くないと、決めつけて発表を禁止したら、民主主義は成り立たなくなります」と、否定的に記述しています。

自由権、社会権も、憲法 12 条に属する個人の自由と権利ですから、これを不断の努力で保持し、常に公共の福祉の為に使用しなければならない国民の義務という国の制限を設けています。このようにして自由民主主義の法秩序、社会秩序が保たれることを、生徒に確かと教育しなければなりません。

この教科書は、このように国が私権の行使に節度を設けて社会秩序を保つ仕組が、邪魔でならないとばかりに否定的に述べており、これであっては心身ともに健康な国民の育成に反します。全く公民教育に適しません。

12、51 ページ 4、社会権 教育を受ける権利

教育を受ける権利だけで、授ける義務の記述がありません。

義務教育を受ける権利も授ける義務も、法の定めるところにより、教育権は保護者にあることが憲法により保障されています。(教師には、教育権はありません。念のため。) 保護者はこの被保障権に基づいて、教育公務員を奉仕者に任用して、法の定めるところにより、子弟に対する教育権を行使します。

従って教育公務員が、法の定めるところでない教育を行う場合は、国家も保護者もこれを禁止します。更に、憲法前文規定により、自由民主主義以外の社会主義、全体主義等一切排除し、憲法擁護の教育を行う義務があります。生徒は、このような教育を受ける権利があります。

13、53 ページ 5、人権保障を確かなものに 人権と「公共の福祉」

教科書に「人権を不当に制限している法律は憲法違反です。しかし、法律による人権の制限が憲法違反ではないということもあります。これはどういうことでしょうか」とあります。

その原因を不明のままにして、「公共の福祉」による制限を問題にしています。つまりこの教科書は、法秩序を理解していないことと、物事の軽重が判断できずに、個人の権利の尊重ばかり唱えているのみの教科書であるからこうなるのです。

(個人の権利尊重に傾斜した政治は、国による尊重の措置がとられる都度、権利が増大する人が出る一方において、他方の人の権利の抑圧が生じます。それを繰り返すことによって、政治の中枢に居る人は権力の集中を図れますので、行き着く先は自由が許されない全体主義国家あるいは、社会主義国家であります。

このような国家になることのないように次の装置が憲法に仕込まれています。

第1の装置は「国は国民の基本的人権（固有の尊厳）の永久の尊重を保障すること」

第2の装置は「国は国民の自由と権利（私人間の権利）の確保を保障すること」

第3の装置は「但し国は国民の自由と権利を国民の不断的努力で維持する義務と並んで、国民が常に公共の福祉の為に使用しなければならない義務を保障すること」（「公共の福祉」の中には、「国による国民の基本的人権に対する永久の保障」が入ると考えるのが自然な考え方です。）

往々にして、被差別者が差別者との間の私的権利の争いに関して、国民の不断的努力による司法府で解決をはかるのではなく、行政府、立法府がこれに関与することによって、上記第3の装置が破られて、国民の自由が消えていきます。

私は公民教育では、このような法秩序をキチンと学ばせるべきであると思います。）

14、56 ページ 2、グローバル社会と人権 人権保障の国際的広がり

- (1) 「とりわけ非民主的国家では人権が踏みにじられています」とあります。

しかしここで採り上げられた事例は、民主的国家のカナダとオーストラリアであって、非民主的国家であって世界最大の人権蹂躞国家である中国に関しては、黙して語らない態度はこの教科書が偏向していることを示す具体例であります。

- (2) 「国際的な人権保障を実現するためには、国境を超えて連帯するNGOの活躍も注目されます」とあります。

わが国の場合は、ジュネーブに事務所を持つ同和関係のNGOの活躍がめざましく、昨年国連・児童権利委員会（ジュネーブ）からわが国政府に対し、次のような勧告を行わせています。「人権擁護法を作れ」「ODAや国連分担金を増やせ」「家族擁護から個人擁護に民法を変えよ」「日本の解釈のみを反映している歴史教科書を変えよ」等々の内政干渉です。日本のNGOが、わが国の主権侵害について外国機関を誘導する敵対的行動をとっている事実を知らながら、NGOの存在を生徒に知らしめる教科書は、自国を愛する心を育むという学習指導要領に反します。

15、173 ページ 6、地球市民として

結語に「わたしたち一人ひとりが地球市民の立場に立って、国境をこえて連帯し協力するグローバルな市民社会が、今まさに求められているのです」とあります。

憲法以下教育行政諸法が育むよう求めているのは「国家及び社会の形成者としての国民の育成」であり、且「国民主権を担う公民」であります。主権者たる国民でない国籍不明の「地球市民」とか「グローバルな市民社会」の人々を育むために、わが国の義務教育制度があるものではありません。

「脱国家」志向の地球市民を育む教育は、公務員の憲法擁護義務違反に該当します。

本教科書は、地球市民の育成が今正に求められていると結語としているので、本教科書全体が憲法以下すべての教育行政法に違反する教科書であることを自認しているとならない教科書なのであります。以上

追って、本請願は6月16日付同文にて、神奈川県教育委員会に受理されています。

平成23年7月25日

請願第11号

望ましい歴史教科書の採択を求める請願



小田原市教育委員会 委員長 和田重宏 殿

2011年7月1日

在日本大韓民国民団神奈川県湘南西部支部
〒250-0034 神奈川県小田原市板橋248-8

団長 白 海 泰(ベクニョウ)

望ましい歴史教科書の採択を求める請願書

貴教育委員会におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また平素より、私たちが在日韓国人をはじめ在日外国人子弟、地域住民子弟を対象に、学校教育にご尽力されていることに対し、心より敬意を表する次第です。

さて、私たちは、公立中学校各校が、2012年度から使用する教科書の採択に関しまして、下記のように請願いたす次第です。貴教育委員会におかれましては、どうか趣旨をご高察賜り、善処のほどよろしくお願い申し上げます。

【請願事項】

- 一、アジアを蔑視し、過去の過ちを合理化・美化する内容が随所に見受けられる自由社版、育鵬社版歴史教科書の不採択を請願します。
- 二、貴教育委員会の教科書採択においては、充分調査をし、厳正で公正な採択を行うよう請願いたします。
- 三、正しい歴史観にのっとり望ましい歴史教科書の採択を請願します。

【請願趣旨】

私たちが日本大韓民国民団は、日本の韓国併合にともなう植民地支配という不幸な歴史的経緯によって、日本居住を余儀なくされた約40万人の在日韓国人で構成する生活者団体です。すでに日本で生まれ育つ2・3・4世の世代が大半を占め、永住資格をもち日本で生活しています。

日本と韓国は、不幸な歴史を持ちながらも、近年は2002年の韓日共催サッカーワールドカップの成功や韓流ブームによって、かつてないほどの善隣友好関係が構築されており、市民レベルでの交流も年間相互訪問者数が500万人を超える時代を迎えております。

このような世界が地球時代を迎え、グローバリズム化が台頭する反面、ローカリズム、自民族、自国優先主義という相反する傾向が、残念ながら日本社会に高まっていることを、2001年から4年ごとに繰り返される中学校の歴史教科書問題が再燃するたびにひしひしと感じております。これらを見るとき、私たちは、日本がグローバルな世界、アジアの時代に目を向けた次世代の育成を願い、事実に基づいた歴史を語り教える認識を育むことが何よりも重要なことであると感じます。

本請願は、去る3月に文部科学省が検定合格させた、いわゆる「新しい歴史教科書をつくる会（つくる会）」主導の自由社版中学校歴史教科書と、つくる会の分派により立ち上げた「日本教育再生機構」主導の育鵬社版中学歴史教科書について異議を唱えるものです。この両社の歴史教科書は、「アジアを蔑視し、過去の過ちを合理化・美化する歪曲された歴史認識に基づく歴史教科書」であるとして、私たちは教科書採択の年ごとに在日韓国人の保護者の立場から、全国的に望ましい歴史教科書の採択を求める運動を推進し、両社の教科書不採択を強く要望してきました。

両教科書共に問題部分を一例挙げれば、「日露戦争での日本の勝利により、植民地支配のアジア・アフリカの民族に独立の希望を与えた」という表記になっております。当時日本は朝鮮を植民地化しており、日露戦争の勝利は、朝鮮に独立の喪失をもたらしたわけです。この問題部分の記述は、日本の一方的な側面でのみ語っているといえ、朝鮮の植民地支配についての反省がまったく欠落しております。

韓日にとって不幸な歴史をいまだに正当化するこの「両教科書」の存在そのものが、真に友好親善を願う韓日両国民にとってマイナスでしかありません。

また、自由社版歴史教科書は237カ所、育鵬社は150カ所の文部科学省による検定意見がつけられ、それらを修正した上で合格が下されております。この事実を直視するとともに、問題「教科書」の中身を十分に吟味していただきたいと思います。

一方、2009年の横浜市教育委員会の教科書採択において、横浜市が条例で設置した機関である教科書取扱審議会の答申を無視するばかりか、教科書採択の精神である「公開会議」「開かれた採択」による採択手順も無視し、教科書審議・採択を無記名で投票させるなど、前代未聞のあってはならない行為で、戦争賛美、アジアへの侵略を肯定するつくる会主導の自由社版歴史教科書を強行採択しました。

日本で最も国際的であると言われる横浜市のこのような恣意的な行為を正す意味においても、貴教育委員会の教科書採択においては、厳正で公正な採択を行うよう請願いたします。

私たちは、日本の教育現場に子どもを送る在日韓国人の親の立場と、1985年の日本国籍法改定に伴い日本国籍になった同胞子弟、さらには在日外国人の子どもたちも日本の教育現場で学ぶという現状に鑑み、今年の公立中学校歴史教科書採択においては、正しい歴史観に立った望ましい歴史教科書の採択を望むとともに、偏った歴史観を持つ自由社版・育鵬社版歴史教科書を採択しないよう強く請願する次第です。

平成23年7月25日

請願第12号

中学校公民教科書採択に関する請願（4）



平成 23 年 7 月 1 日

小田原市教育委員会委員長 和田 重宏 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤 甲雄
横浜市南区大岡 3-41-10

「中学校公民教科書採択に関する請願（その4）」

（請願の趣旨）

私は、神奈川県教育委員会に対し、中学校公民・歴史教科書採択に関する請願を全部で5件を提出させていただいておりまして、同請願は目下審議継続扱いとなっています。それらの請願は、確立された国際法規である国際人権条約の視点からの説明が必ずしも十分でありませんでした。そのため、ここに改めて同条約の中の該当原文を抽出してお示し、人権に関する国際法秩序を正確にご理解していただき、改めて東京書籍教科書が中学校学習指導要領社会科目標にある「国際社会に生きる国家・社会の形成者」を育む教科書として適さないことをお確かめいただきたいのであります。そして、学習指導要領及び国際法秩序に適った教科書の採択について請願する次第です。

（請願の理由）

先般わが国に原子力災害が発生しました。その発生原因は、今や「人災」が定説とされています。原発関係者は既存の技術以外国際的に定評のある優れたものがあっても新しい技術を一切受け付けず、それに異論を唱えるものは「村八分」となり生活できなくなるので、誰しも黙して語らず既存の権威者に従う、その結果が化石的原発工場となって、「人災」がもたらされたとされています。このような原発村で起きている現象と同じことがわが国の官界、法曹界、学界を覆い尽くしていると考えられます。それは神奈川の義務教育界にも及んでいます。その典型的事例が、新しい公民教科書7社全部に共通して見られます。それは「自由権」「社会権」を基本的人権の範疇に入るものとしているために、憲法11条の「基本的人権」は憲法12条の「自由と権利」から40条にいたる条文が包摂されているとした記述が成されているところにみられます。この法的根拠は、それがわが国の憲法学界の通説とのことにて、文科省の指導が行われたに相違ありません。要するに国民の権利も義務もごっちゃ混ぜになって、混沌としているのです。

昭和21年、初めてGHQから示された憲法原案は、国連憲章制定者の考え方が反映されたものであって、突然に示された憲法の至高の概念「国民の基本的人権の尊重」の定義、内容不明のため手探りでようやくにして発布にこぎ付けたものと思います。憲法発布から33年経過した昭和54年（2079年）、わが国は国際人権条約（社会権規約、自由権規約とがある）を締結したことにより、人権カオス時代が終わり、人権ロゴス時代が始まる予定でした。しかし過去33年間、左翼思想に傾斜して創られてきた法理、学説、前例、慣習等の牙城は、修復、修正を要することになったものの、既得権化した権威筋の容認が得られず、その後32年経過した今も人権カオス時代の今や誤った法理、学説にもとづいた行政が依然として続けてられているのが現状であって、即ち日本全体が原発村化した状態にあります。

そこで義務教育界が原発村化している状況を知るために、人権カオス時代に今もあ

る東京書籍の新しい公民教科書の主な該当箇所、対応する自由権規約の該当規定を原文のまま抜粋して以下のように整理しました。

- 基本的人権の定義 「recognition of the inherent dignity and of the equal and inalienable rights of all members of the human family is the foundation of freedom, justice and peace in the world」(注1)
- 個人間権利の創設 「conditions are created whereby everyone may enjoy his civil and political rights, as well as his economic, social and cultural rights」(注1)
- 両人権の法秩序 「Realizing that the individual, having duties (注4) to other individuals and to the community to which he belongs, is under a responsibility (注5) to strive for the promotion and observance of the rights recognized in the present Covenant」
- 基本的人権の保障 Each State Party to the present Covenant undertakes to respect and to ensure to all individuals (注3) within its territory and subject to its jurisdiction the rights recognized in the present Covenant (注2) .

この結果、東京書籍の問題の箇所は、次のように浮き出てまいります。

先 諸願と重複する文があることは、ご容赦願います。

注1、同条約第5条2項により、基本的人権には法律、慣習が含まれるとしているので、基本的人権の定義は次の如く翻訳されます。

「人間家族とその共同体の人々の生活の営みから堆積した習俗習慣、道徳、文化伝統、財産、法律、領土等固有化した尊厳並びに人間家族とその共同体の人々の同等且つ固い絆で結ばれた大義」(「rights」の本来の意味は「善、正義」であるから「権」ではなく「大義」あるいは「無窮の愛」と訳すべきです。)

基本的人権は人間家族とその共同体の人々の、個人間の権利は個人の、生活の営みからもたらされたものとしています。東京書籍が「人権とは人が生まれながらにして持っているもの」としているのは誤りです。

又、東京書籍に「個人の権利を、権利として保障したのが基本的人権です」とあり、国連の基本的人権の定義を勝手に否定しています。世界中の国が基本的人権の定義を recognition しており、教科書といえども勝手な変更は許されません。

なお、「人間家族」は、英英辞書によれば、父、母、児童からなる複数(individuals)であって、「人間」は、男、女、個人等の単数(individual)です。従って、「人間の尊重」と「基本的人権の尊重」とは、尊重する対象が異なることをわきまえた上で、上記英語の構文に照らして「家族とその共同体の尊重」について、記述の多い教科書を選定することは大変重要なポイントであります。

注2、国が国民を尊重する対象は家族愛を核にした注1に示した「基本的人権」です。東京書籍は尊重する対象を「生まれながらにして持っている個人の権利」という西洋の思想史の考えを引用しつつ、実は憲法や国際法が尊重の対象としていない自由と権利(個人の権利)条文を、尊重の対象にすり替えて欺瞞しています。世界人権宣言第1条でも、人間は生まれながらにして自由、平等であるから、仲良く行動しなければならないと言ってるだけです。個人(everyone)の権利を尊重したとか、するとか言っておりません。

注3、「国は家族や共同体の人々の基本的人権を尊重する」としているのです。

東京書籍は、「個人の権利の尊重のために、国が関与して推進する」としていますが、自由権規約に「個人の権利尊重」の規定が無いのだから、国が推進することは許されず、これは誤りです。

なお、国民は不断の努力によって個人の自由と権利を保持するために、司法専門職を奉仕者として公務員に任用して、国による中立公正な民法や司法制度をつくって、機会均等の原則によって保障されることにしています。

注4、「個人の権利を有する個人は、基本的人権を有する人々や、個人が属する社会に対して義務を負う」と規定しています。これは憲法12条においても、「自由及び権利＝個人の権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない義務を負う。又、国民はこれを濫用してはならない義務を負うのであって、常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う」とあります。憲法14条以下40条にいたる27条文は憲法12条に規定する義務を国民は負っています。東京書籍等の教科書はこれをたったの三つと記しています。しかし他の多くの教科書も「国民の義務はたったの三つ」としており、これも原発村化現象の一つです。これらの国民の義務に対して憲法は保障しているので、国民は憲法に対し被保障権という権利を有するのであります。従って、判決が無いにも拘わらず一方的に国民の権利を制限する法律や機会均等を失する行政は、憲法12条、憲法14条の規定違反に該当し、憲法98条1項により効力の無いものとされます。

注5、憲法12条の「常に公共の福祉の為に利用する」と同様の規定が、国際人権条約にもあります。即ち、「個人の権利者は、常に基本的人権を有する権利者たちに、基本的人権の増進、擁護のために努力する責任を有する」です。逆に言えば、この責任を果たさない権利者の行為は無効という意味であります。

カオス時代の個人の権利の尊重を、基本的人権の尊重と言いくるめて個人の権利の尊重を継続しようとする原発村的欺瞞の構造は、公金を使いながら自由民主主義を亡ぼして全体主義国家、社会主義国家へ傾斜していく革命推進構造であります。これについては、中学公民教科書採択に関する請願（その3）13項末尾をご参照願います。

東京書籍36ページ日本国憲法の基本原理として「国民主権、平和主義、基本的人権の尊重」の三つを掲げていますが、これもカオス時代のものであります。正しくは、「主権者の統合の象徴である天皇と主権者たる国民、奉仕者たる公務員、自由民主主義の政治原理」が日本国憲法の基本原理であります。東京書籍の教科書は、国民の私的権利の尊重のみを多く採り上げ、国民を支える公務員の尊い奉仕活動に殆ど触れずむしろ個人の権利の阻害要因ととらえ、守るべき政治原理を人権問題にすりかえてしまい、公民教科書として重大な欠陥が認められます。国民の基本的人権と対極にある国民の自由と権利（国民の義務）を一緒くたにしたと同様に、国民と対極にある公務員を一緒くたにして、自由民主主義の法秩序、社会秩序を滅茶苦茶に乱してしまう欠陥だらけの教科書であります。

教育委員会教育委員の皆様には、憲法に違反する方向に傾斜しがちな7社の教科書の内、どの教科書が自由民主主義に踏みとどまる教科書であるか、ロゴスの視点に厳として立って、ご採択の事務に当たられることを切望する次第であります。それが教育基本法の実施目的並びに学習指導要領の目標に最も適った採択事務であると信じる次第です。私見を申せば、自由社の公民と歴史の教科書が相対論として、最も強く国民の自覚と自由民主主義教育を訴えていると思います。以上